



2025 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 三菱商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長 中西 勝也
(コード：8058、東証プライム市場)
問合せ先 広報部 報道チームリーダー 平山 康司
(03-3210-2171)

三菱食品株式会社株式（証券コード：7451）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

三菱商事株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 5 月 8 日、三菱食品株式会社（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード：7451、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、同年 5 月 9 日より本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者が 2025 年 6 月 18 日付で 2024 年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書を、対象者が 2025 年 6 月 24 日付で 2024 年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する予定であること、及び、かかる有価証券報告書の提出に伴い、それぞれ公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となることを踏まえ、法第 27 条の 8 第 8 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 22 条第 2 項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2025 年 6 月 12 日付で、公開買付期間を、2025 年 7 月 8 日まで延長し、合計 43 営業日とすることといたしました。これに伴い、公開買付者が 2025 年 5 月 8 日付で公表いたしました「三菱食品株式会社株式（証券コード：7451）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり一部変更いたしましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、対象者が本日公表した「支配株主である三菱商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのこととです。

対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(訂正後)

＜前略＞

また、対象者が本日公表した「支配株主である三菱商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことでした。

対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

その後、公開買付者は、公開買付者が 2025 年 6 月 18 日付で 2024 年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書を、対象者が 2025 年 6 月 24 日付で 2024 年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する予定であること、及び、かかる有価証券報告書の提出に伴い、それぞれ公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要となることを踏まえ、法第 27 条の 8 第 8 項及び府令第 22 条第 2 項本文の規定により必要となる公開買付期間を予め確保するため、2025 年 6 月 12 日付で、公開買付期間を、対象者の 2024 年度に係る有価証券報告書の提出を訂正理由とする訂正届出書の提出予定日である 2025 年 6 月 24 日から起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2025 年 7 月 8 日まで延長し、合計 43 営業日とすることといたしました。

２．買付け等の概要

（２）日程等

② 届出当初の買付け等の期間

（訂正前）

2025 年 5 月 9 日（金曜日）から 2025 年 6 月 19 日（木曜日） まで（30 営業日）

（訂正後）

2025 年 5 月 9 日（金曜日）から 2025 年 7 月 8 日（火曜日） まで（43 営業日）

（４）買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

（x）対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

（訂正前）

公開買付者は、上記「１．買付け等の目的等」の「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続において、公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は 20 営業日であるところ、公開買付期間を 30 営業日としております。公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しております。

（訂正後）

公開買付者は、上記「１．買付け等の目的等」の「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続において、公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用

する予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は 20 営業日であるところ、公開買付期間を 43 営業日としております。公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しております。

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2025 年 6 月 26 日 (木曜日)

(訂正後)

2025 年 7 月 15 日 (火曜日)

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しの記載が含まれています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。